パブリックコメント

「協働のまちづくり」の推進に向けてみなさんのご意見をお聞かせください。

【問い合せ先】秘書行革課(公82-1135/E-mail:hisho-gyokaku@city.sanyo-onoda.lg.jp)

民意見公募制度

【意見を募集します】 公共下水道事業計画(素案)

この計画案は、都市計画法および下水道法の規定により定めるものです。長期的・総合的視点に立って汚水を適正に処理するために、公共下水道として整備すべき全体計画区域と、今後、約7年間で整備可能となる事業認可区域等を示したものです。

ぜひ閲覧いただき、市民のみなさんのご意見をお 聞かせください。

募集期間 11月17日月 ~ 12月16日似

●意見を提出できる人

- ○市内に住所がある人
- ○市内に事務所または事業所を有する個人・法人・ 団体
- ○市内の事務所または事業所に勤務する人
- ○市内の学校に通学する人

●計画の閲覧場所

市役所別館 2 階下水道課,総合事務所地域行政課, 南支所,埴生支所,厚陽出張所で閲覧できます。

※市ホームページにも掲載しています。

●意見の提出方法

郵送, FAX, 持参または E-mail で提出してください。 (口頭および電話での受付はいたしません。) また, 書面の様式は任意としますが, 住所, 氏名(ふりがな) または団体の名称, 代表者氏名, 事務所の 所在地および電話番号を明記してください。(住所・ 氏名等が公表されることはありません。)

●意見等の公表

いただいた意見等については、内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、 賛否のみを記した意見、当該計画等に内容が合致しない意見、住所・氏名等を記していない意見などは、 公表しないものとします。なお、類似の意見は、まとめて公表することがあります。また、提出された意見等に対する個別の回答はいたしません。

●問い合せ・意見の提出先

T 756-8601

山陽小野田市日の出一丁目1番1号 下水道課(**☎** 82-1165 / FAX 84-7129)

E-mail: gesui@city.sanyo-onoda.lg.jp

※市民のみなさまへ

平成 21 年度から「下水道事業受益者負担金前納報奨金制度」を廃止します。 皆様のご理解をお願いします。

◆◇水曜日の窓口サービス延長時間のご利用を◇◆

市役所では毎週水曜日,市民課,税務課の証明書発行および税の収納窓口業務を午後7時まで延長しています。ぜひ,ご利用ください。(※転入・転出事務等,証明書発行以外の事務は行っていません。)

なお,同時間帯に試行として1年間以上実施してきた「その他の公金の収納業務」(右記)につきましては,利用者が非常に少ないことなどから,11月末をもって取りやめることにしました。皆様のご理解をお願いします。

●その他の公金の収納業務

- 介護保険料・国民健康保険料・公営住宅使用料
- ・下水道使用料 ・その他, 市税を除く公金
- ※上記の公金についても、事前にご連絡があれば担当課の職員が残って応対するなど、対応させていただきます。

◆問い合せ先 秘書行革課(☎82-1135)

- 2 - 「広報さんようおのだ」 2008/11/15